

令和2年度指定障がい児支援事業者等 集団指導資料

集 団 指 導 次 第

- 大阪府及び政令・中核市の指定指導担当部署連絡先一覧表
- 指定障がい福祉サービス事業者等に対する指導及び監査
- 実地指導における主な指導事項について
- 関係通知及び参考様式
- 障がい福祉サービス等の従事者を対象とした研修について
- 障がい者虐待防止について
- 労働基準関係法令と労働災害について
- 資料集

大阪府福祉部障がい福祉室

【「障害」の「害」のひらがな表記の取り扱いについて】

大阪府・大阪市では、障がいのある方の思いを大切にし、府民の障がい者理解を深めていくため、大阪府・大阪市が作成する文書等においてマイナスのイメージが強い「害」の漢字をできるだけ用いないで、ひらがなで表記することとしておりますが、本資料におきましては、下記の項目につきましては引用等に関する混乱を避けるために、一部に引き続き「害」について漢字で表記しております。

※引き続き、「障害」と表記している項目

- ・法令、条例、規則、訓令等の例規文書
- ・団体名などの固有名詞
- ・医学用語・学術用語等の専門用語として漢字使用が適当な場合
- ・他の文書や法令等を引用する場合
- ・その他漢字使用が適切と認められる場合